

第10回

(令和2年10月12日)

# 議 事 録

錦町農業委員会

## 錦町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和2年10月12日(木) 午前9時30分から午前10時10分

2 開催場所 錦町役場 3階会議室

3 出席委員 10名

1番委員 田口英一郎・2番委員 谷口 一也・3番委員 尾方 学  
4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣・6番委員 西嶋 健一  
7番委員 尾方安枝子・8番委員 福本 王雅・9番委員 栗原 和親  
10番委員 深水 勇治

4 欠席委員 なし

5 議事日程

1) 会期の決定

2) 議事録署名委員の指名

3) 議第40号案 農地法第3条の規定による許可申請について

議第41号案 農地法第4条の規定による許可申請について

議第42号案 農地法第5条の規定による許可申請について

議第43号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について

報告第10号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について

協議 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買の申出について

6 事務局職員

事務局長 山園琢磨、農地係 大村恵美

7 会議の概要

議長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。それでは、5番・6番委員をお願いします。

議長 諸事報告がありましたらお願いします。

8番 9月に出ていましたあっせんの件ですが、9月24日に当事者、農業公社、8番、10番委員であっせんを行い、無事農業公社に売買することができましたので報告します。

議長 議第40号案農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第40号案農地法第3条の規定による許可申請について(朗読)

議長 調査番号1番について7番委員から調査報告をお願いします。

7番 (調査番号1)申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は

相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人（稼働力2人）経営面積は、434a、田 231a、畑 684、今回購入した農地にはタバコ、水稲、畑には野菜を作られます。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：500m。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：田が10a当たり30万円、畑10a当たり15万円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター2、コンバイン、田植機、ミスト機を所有。8番（取得農地の利用計画）：タバコ、野菜を作付け。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号2番について4番委員から調査報告をお願いします。

4番 （調査番号2）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は贈与です。この贈与は、昨年11月に譲渡人の農地をあっせんにかかけました。この211㎡は農用地区域でありませんでしたので、あっせんにかかけられず、贈与という形をとらせていただきました。譲受人の経営内容について報告します。家族3人（稼働力3人）経営面積は、784a、田241a、畑453a、田はWCSと主食用水稲20a、畑は飼料作物です。酪農で成牛80頭。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：300m。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：0円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：酪農をされておりすべて機械が揃っておりました。8番（取得農地の利用計画）：現在、里芋を作付け。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号3番について6番委員から調査報告をお願いします。

6番 （調査番号3）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。期間は5年です。今回の水害を受けまして、移転を考えておられ、その中で、住宅のそばに畑があり、畑まで購入したいということで、耕作面積が30aありませんので、そのために、畑は荒らさないように耕作してくださいという条件で申請となったわけであります。賃借人の経営内容について報告します。家族3人（稼働力1人）経営面積は、10a、田10aで水稲です。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：取得後30a以上で問題なし。2番（通作距離）：1km。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：3000円/10a。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター、動力噴霧器、刈払機を所有。8番（取得農地の利用計画）：野菜作付け予定です。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。

以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

- 議 長 調査番号4番について3番委員から調査報告をお願いします。
- 3 番 (調査番号4) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。法人化されており、乳牛470頭、経営面積が91,528㎡、田53,823㎡、畑36,705㎡、すべて飼料作付けされております。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):牧場敷地内。この件につきましては、この法人の牧場の敷地内に里道か通っており、里道を牧場敷地として購入するということです。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格):30万円/10a。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):すべて機械が揃っておりました。8番(取得農地の利用計画):今までどおり牧草を栽培されます。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

- 議 長 それでは、質問のある方は挙手をお願いします。
- 4 番 1番について、今回の契約的に問題ないと思いますが、前者の譲渡人の方がこれは遺贈で取得されており、遺贈ですので、本来ならば3条で農業委員会の許可を得なければ、登記ができないはず。事務局から説明をお願いします。

事務局 職務代理から事前に連絡がありましたので、説明します。(農地法の説明) 譲渡人は、包括遺贈でしたので農地法の許可は不要でした。

- 議 長 質問もないようですので、調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員:挙手)

全員賛成です。

- 議 長 調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員:挙手)

全員賛成です。

- 議 長 調査番号3番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員:挙手)

全員賛成です。

- 議 長 調査番号4番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員:挙手)

全員賛成です。

以上により、全員賛成ですので許可するものとします。

議長 議第41号案農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 議第41号案農地法第4条の規定による許可申請について（朗読）

議長 調査番号1番について、7番委員から調査報告をお願いします。

7番 （調査番号1）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は資材置場です。災害発生により県からの要請で河川掘削土砂を資材として受け入れ、盛土したいということです。施設の概要は、土砂資材 5,000 m<sup>3</sup>です。4条調査項目により報告します。1番（農地区別）：3種農地です。2番（着工時期）：11月10日から1年間です。3番（資金調達）：問題なし。5番（周囲の農地の承諾）許可が下り作業を始めるときダンプの出入りもあるので、集落の方々に集まっていただいて、図面を見せ話をする予定です。6番（公衆衛生）排水については、現状の形態で変わらないようにします。7番（転用措置）：盛土を低く抑え周りを畦畔で囲んで施工したい。8番（日照通風の影響）：問題なし。10番（農振法）：農用地区域外です。報告終わります。

議長 それでは、質疑を受けたいと思います。質疑がある方の挙手をお願いします。

4番 3種農地ですか、2種農地ではないのですか。

事務局 こちらは、町道に面しており町道が4m以上、下水道、上水道が通っており、500m内に病院が2か所、にしき歯科、小川整形外科医院がありますので、3種農地になります。

4番 ここは、住宅地で大東建託とか、新興住宅地ができております。くれぐれも粉塵とかの対策をされて盛土に努めてもらいたいと思います。

議長 これについては、町も関与しているのですか。

事務局 関与していないと思います。5000 m<sup>3</sup>で3500 m<sup>3</sup>なので、高さは、1.5mから2mくらいの高さで積まれることになっています。申請人は人吉市にも土地をもっておられ災害土砂を捨てさせておられます。まだまだ球磨川の支流もたくさん土砂が堆積していて、また雨が降ると災害が起きますので、どんどん掘るということで、まだまだ土砂捨場を探しておられます。

議長 それでは、質問もないようですので、調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

（全委員：挙手）

全員賛成です。

申請どおり許可するものといたします。

議長 議第42号案農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第42号案農地法第5条の規定による許可申請について（朗読）

議 長 調査番号1番について、7番委員から調査報告をお願いします。

7 番 （調査番号1）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は砂利採取です。施設の概要は、11,843 m<sup>3</sup>です。5条調査項目により報告します。1番（農地区分）：1種農地です。2番（着工時期）：許可日から1年間。3番（資金調達）：自己資金です。5番（周囲の承諾）：同じ持ち主で問題なし。6番（公衆衛生）生活雑排水、汚水の排出はありません。雨水は自然浸透します。7番（防除措置）保安距離を2mとり、保安角度を45度に保ち、土砂崩れを防止します。現場出入口の粉塵対策として、散水車により常時散水をするということです。8番（日照通風）問題なし。9番（小作地か）問題なし。10番（農振法）：農用区域内で一時転用で農地へ復元されます。以上、報告終わります。

議 長 調査番号2番について、9番委員から調査報告をお願いします。

9 番 （調査番号2）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅です。譲受人は今年7月の豪雨災害により、球磨村の家屋が浸水被害を受け避難生活をされておられます。家族と将来のことを考慮して、浸水被害に遭わないような土地に住宅を建築したいということであります。個人住宅で居宅、89.4 m<sup>2</sup>。5条調査項目により報告します。1番（農地区分）：3種農地です。2番（着工時期）：許可日からです。3番（資金調達）：自己資金です。5番（周囲の承諾）：問題なし。6番（公衆衛生）給水は、公共上水道を使用、生活雑排水汚水は町下水道に排水処理をされます。雨水排水については、敷地内の地下浸透、自然勾配にて自然排水する。7番（防除措置）十分に注意して造成されるそうです。諸問題が発生した場合は相手方と双方で対処するという事です。8番（日照通風）問題なし。9番（小作地か）該当ありません。10番（農振法）：農用区域外。土地の取得価格は384万円です。以上、報告終わります。

議 長 それでは、質疑を受けたいと思います。質疑がある方の挙手をお願いします。

議 長 私たちの地域では、砂利採取で復元するときに、高さを30cm上げて復元されたので、水があたらなくなつて、地権者たちともめたことがありますので、委員さんは、そういうことがあった時には、ちゃんともめ事が起きないように観察をしていただければと思います。

1 番 1番については、農道はあるのでしょうか。結局、ダンプが通つて道が崩れるのです。そういうところも責任をもってしていただくように言っていただければと思います。

議 長 それでは、質問もないようですので、調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

（全委員：挙手）

全員賛成です。

議 長 調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。

すべて、申請どおり許可することといたします。

議 長 議第43号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画についてを議題とします。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第43号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について(朗読)今回は所有権移転2件、利用権設定が5件です。所有権移転につきましては、農業公社の買入1件、売渡1件です。

所有権移転関係を説明。

次に、利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。

(1～5番適格の報告あり)

議 長 質問のある方はいらっしゃいませんか。

議 長 それでは、農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について異議のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議 長 報告第10号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約についてを議題とします。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 報告第10号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について(朗読)

議 長 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買申し出についてを議題とします。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買申し出について(説明)

1件ありますので、担当割をお願いします。

議 長 2番、川村、山崎委員3人で行います。

議 長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しました。

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年10月12日

農業委員会会長

5 番 農 業 委 員

---

6 番 農 業 委 員

---